

令和3年5月10日

保護者 様

伊達市立霊山中学校長 阿部 裕好

今後の学校における学習活動・部活動の進め方について (5/8～5/31)

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動へご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、ゴールデンウィーク明けの学校生活がスタートいたしましたが、本校では下記の点に留意しながら活動を進めるとともに、生徒への指導を徹底して参ります。ご家庭でもご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学習活動 (裏面参照)

令和3年5月7日付け3教健第119号「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (通知)」を参考にして、できる限りの感染防止対策を講じるとともに、「感染リスクが高い学習活動」を控え、感染症対策の徹底を図ります。

(1) 各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 部活動

5月10日(月)より、下の(1)～(6)の感染対策を講じた上で、活動いたします。ただし、感染リスクの高い活動を避け、感染対策を徹底します。

- (1) 手洗いの徹底、身体的距離の確保、常時換気等の万全の感染対策を講じます。
- (2) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じますが、できる限りマスクを着用して飛沫の飛散防止に努めるよう指導します。
- (3) 合唱を行う際は、マスク着用、生徒の前後左右2m(最低1m)の間隔の確保、立っている生徒と座っている生徒の混在の回避、活動時間の短縮、常時換気を徹底します。
- (4) 部室・更衣室等の利用については、マスク着用、短時間、少人数での利用とし、時間差で利用する等、密集することのないように指導します。
- (5) 5月中は、合同練習や練習試合など他校の生徒と交流するような活動は控えます。ただし、大会等の参加の可否については、状況を踏まえ校長が判断します。
- (6) 今後の感染状況によっては、対応の延長をすることもあります。

(事務担当 霊山中学校 教頭 山内 崇司 TEL586-1327)

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル2”に引き上げることとしますので、下記のとおり対応願います。その際、別紙「学校における感染症対策について」を参考として感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から同月31日（月）まで
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
 - （1）感染リスクの高い学習活動*（部活動を含む）については、停止すること。
*「衛生管理マニュアル」P64～69参照
 - （2）県外への不要不急の往来は自粛すること。県内であっても、感染が拡大している地域への不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往來する場合は、往來後2週間の健康観察を徹底すること。
 - （3）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
 - （4）部活動における感染症対策について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
 - ② 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
 - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
 - （5）学校の実情に応じ、時差通学を検討すること。
 - （6）学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
 - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
 - ② 給食・昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底すること。
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施すること。
 - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。
 - （7）その他
会津地区及びいわき地区に関する令和3年4月23日付け3教高第181号通知及び令和3年5月1日付け3教高第221号通知は、本通知をもって廃止する。

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769）
（	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777）

(写)

3伊教学第267号
令和3年5月10日

伊達市立各幼稚園長 様
伊達市立各認定こども園長 様
伊達市立各小・中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

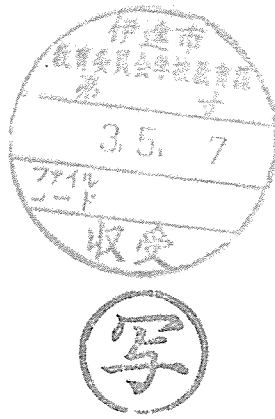
このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり依頼がありました。

ついては、下記の期間において、別紙写しを参考にして感染リスクの高い活動を控え、感染症対策の徹底を図るよう願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めて知らせます。

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から同月31日（月）まで
※終了期日が変更となる際は、改めて知らせます。



(各教育事務所長経由)

3教健第119号
令和3年5月7日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル2”に引き上げることとし、県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、下記の期間において、別紙写しを参考にして感染リスクの高い活動を控え、感染症対策の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知して下さるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日(土)から同月31日(月)まで
※終了期日が変更となる際は、改めてお知らせします。

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)